

【引越し見積り機能に関する特約】

第1条. (本特約の適用)

引越し見積り機能に関する特約（以下「本特約」といいます。）は、イタンジ株式会社（以下「当社」といいます。）が定める ITANDI SYSTEM 利用規約（以下「利用規約」といいます。）に付随するものであり、受託希望者（本特約第 3 条第 1 項に定義。）または本受託者（本特約第 3 条第 1 項第 2 号に定義。）に該当するイタンジシステム利用者に対して適用されます。

第2条. (定義)

本特約において使用する用語は、以下各号に定める意味を有するものとします。なお、本条規定の他は、利用規約の規定と同じ意味を有するものとします。

- ① 「引越サービス」とは、利用規約第 4 条第 5 号（カ）に該当するその他業者のうち、引越運送事業を営む者（以下「引越サービス提供者」という。）が提供する、利用者サービスをいいます。
- ② 「イタンジ提携会社」とは、本特約において、当社と業務提携契約、顧客紹介契約、営業代理店契約およびその他契約に基づく関係を有し、当社が利用者顧客を送客する先の引越サービス提供者をいいます。
- ③ 「引越し見積り機能」とは、ITANDI BB+クラウドシステムの一つである申込受付くん（以下「申込受付くん」といいます。）の機能の一部であり、イタンジ提携会社の紹介（会社概要、サービス内容など）および各イタンジ提供会社の基準・算出方式などに基づいて引越サービスの利用料金の見積りのシミュレーションなどを可能とする機能をいいます。
- ④ 「引越サービス紹介業務」とは、見込顧客に対して、申込受付くんを通じて行われる、以下に掲げる業務をいいます。
 - (ア) イタンジ提携会社およびその引越サービスについて、イタンジ提携会社所定の事項（法人名、引越サービスの概要、個人情報の利用目的、付帯会社のホームページや個人情報の取り扱いに関する規約が掲載されているウェブページにアクセスする為の URLなどを指しますが、それに限りません。）の紹介・説明などに拠る営業業務
 - (イ) イタンジ提携会社に対して、申込受付くん入力情報（本条第 6 号に定義。）を提供すること並びに利用者顧客の個人情報を、イタンジ提携会社が利用することについての同意の取得（以下「個人情報取得同意」といいます。）に際して、前（ア）の説明などに拠る補助業務
 - (ウ) イタンジ提携会社の定める文言、個人情報取得同意の為のチェックボックスおよびその他イタンジ提携会社と当社とで協議・決定した所定の事項を、申込受付くんフォーム（本条第 6 号に定義。）上に掲載する業務
- ⑤ 「引越サービス契約」とは、引越サービスの提供を受ける為に、利用者顧客がイタンジ提携会社との間で締結する引越サービスに関するその他サービス契約をいいます。

- ⑥ 「申込受付くん入力情報」とは、不動産関連契約などの申込み手続きを行う為に、イタンジシステム利用者が求める情報、個人情報の取り扱いに関する規定などに対する同意を取得する為の、申込受付くん上に設定されている、当社所定の電磁的記録に拠るフォーム（以下「申込受付くんフォーム」といいます。）において、利用者顧客が入力した情報をいいます。

第3条. (本業務委託契約に関する手続き)

1. イタンジシステム利用者は、引越し見積り機能の利用にあたっては、以下各項の規定に基づき、引越サービス紹介業務を受託する必要があることを、本項において予め承知します。
2. 当社は、引越し見積り機能の利用及び引越サービス紹介業務の受託を希望するイタンジシステム利用者（以下「受託希望者」といいます。）に対して、以下各号の手続きにより、受託可否の判断および当該受託を行うものとします。
 - ① 受託希望者は、当社に対して、当社所定の方法に基づき、引越サービス紹介業務の受託に関する申込み（以下「受託申込」といいます。）を行います。
 - ② 当社は、受託申込を受けて、当社判断に基づき、引越サービス紹介業務の受託者（以下「本受託者」といいます。）に適合することなどを審査し、これを承認する場合、受託希望者に対して、当該承認に関する通知（以下「承認通知」といいます。）を行います。なお、受託希望者は、当社が当該審査の結果、不適合と判断した場合でも、何ら異議申し立てなどを行わないことを、予め承諾します。
 - ③ 当社が承認通知を行った時、本受託者と当社との間で、引越サービス紹介業務の委託に関する契約（以下「本業務委託契約」といいます。）が有効に成立したものとみなします。なお、本業務委託契約の成立の時をもって、本受託者は引越し見積り機能を利用できます。
3. 承認通知を行う際、当社は、本受託者の属性（管理物件の所在地などの情報。）から判断して、送客先となるイタンジ提携会社を指定するものとし、本受託者は原則当該指定について従うものとします。ただし、別途当社と本受託者にて協議・合意した場合には、この限りではないものとします。
4. 本受託者は、善良な管理者の注意をもって、本業務委託契約を履行および以下各号の引越サービス紹介業務を自らの負担と責任をもって遂行し、当社、付帯会社および第三者に何ら迷惑をかけないように、注意徹底しなければなりません。

第4条. (業務委託料)

1. 引越サービス紹介業務に関する報酬（以下「業務委託料」といいます。）については、当社が、イタンジ提携会社より、引越サービスに係る成約顧客の発生に係る報酬（以下「イタンジ報酬」といいます。）を受領した場合に限り、発生するものとします。
2. 業務委託料に関する条件は、以下のとおりとします。
 - ・業務委託料条件：イタンジ報酬に20%を乗じた金額（税抜）
※業務委託料は、当社が成約顧客の実績などに基づき決定するものとし、本受託者は、当該成約実績および業務委託料の金額などについて、当社に対するクレーム・異議申し立てなどの一切を行わないものとします。

3. 本受託者は、引越サービス紹介業務に関する不備・不足（当社の指示に従わず、引越サービス紹介業務に伴う ITANDI BB +上で入力などを怠った場合、当該入力などに誤りがある場合などをいいます。）について、当社がこれらの修正を催告したにも関わらず、その催告を受けた時より7日以内に是正できなかつたとき、当社が、当社判断に基づき業務委託料を減額できることを、本項において予め了承します。

第5条. (業務委託料の支払い等)

1. 当社は、別途当社とイタンジ提携会社間の基準・報告日に従い、成約顧客の実績報告をもって、各本受託者における業務委託料を算出します。
2. 当社は、イタンジ提携会社より、前項の成約顧客に係る実績に基づくイタンジ報酬を、別途定める支払期日までに受領するものとします。
3. 当社は、前項のイタンジ報酬を受領した日の属する月の翌月末日までに、業務委託料に関する明細書を本受託者に対して発行の上、業務委託料を本受託者に対して支払うものとします。
4. 前各項の支払期日などの詳細については、イタンジ提携会社に応じて異なる為、別途当社より本受託者に対して説明するものとします。

第6条. (禁止行為)

1. 本受託者は本業務委託契約を締結している間、以下各号の行為をできないものとします。ただし、本業務委託契約締結時点において以下各号の全てまたは一部を行っていた場合、および当社と本受託者間で協議の上、以下各号の行為の全てまたは一部を当社が許諾した場合については、この限りではないものとします。
 - ① イタンジ提携先以外の引越サービス提供者（以下「第三者引越サービス提供者」といいます。）に対して、利用者顧客を紹介する行為
 - ② 第三者引越サービス提供者の為に引越サービス紹介業務と類似する業務を実施する行為
 - ③ 第三者引越サービス提供者およびその他の第三者に対して、利用者顧客へ引越サービス（それに類似するサービスを含みます。）を紹介することを許諾する行為
 - ④ その他前各号に準ずると当社が判断する行為
2. 当社は、本受託者が前項各号のいずれかに違反し、是正を催告されたにも関わらず、催告を受けた日より14日以内に是正されなかつたときは、本業務委託契約を何ら催告することなく解除できるものとします。なお、当該解除に抛り本受託者に何ら損害が発生した場合でも、当社はその一切を免責されます。

第7条. (免責事項)

本業務委託契約の履行および引越サービス契約に関して、本受託者と利用者顧客との間でトラブル、クレーム、紛議、紛争など（以下「本受託者紛争等」といいます。）が発生した場合でも、本受託者紛争等が、当社の責めに帰すべき事由に依らない限り、当社は、本受託者紛争等に関与せず且つ一切の責任を負わないものとします。また、本受託者は、自らの負担と責任をもって本受託者紛争等を解決しなければならず、本受託者紛争等に抛り、当社が何らかの損害を被った場合には、利用規約第38条（損害賠償責任）の規定に従い、

本受託者は当社に対して補償するものとします。

第8条. (本業務委託契約の有効期間)

1. 本業務委託契約の有効期間は、その成立の時から本受託者におけるイタンジシステム利用契約（なお、ITANDIBB利用契約、ITANDIBB+利用契約、ITANDIBB API利用契約に限ります。）の全てまたはその一部が終了する時まで（別途当社と本受託者間で、当該イタンジシステム利用契約について、その有効期間などを定めるものとします。）とします。なお、当該有効期間に関わらず、解約希望日の1ヶ月前までに書面で申し入れる方法に抛り、当社または本受託者は、本業務委託契約のみを解約できるものとします。
2. 本業務委託契約終了後においても、第4条（業務委託料）第2項、第6条（禁止行為）第2項、第7条（免責事項）、本条本項および第9条（利用規約との関係）の規定は有効に存続するものとします。

第9条. (利用規約との関係)

本特約に規定の無い事項は、利用規約の規定に基づくものとします。また、本特約と利用規約の規定間での矛盾、抵触などがある場合には、本特約の規定を優先して適用するものとします。

以上

(2021年12月1日制定)